

宜野湾市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年1月7日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 呉 屋 等

1 監査の期間

令和3年11月1日から令和4年1月7日まで

2 監査の対象

建設部 ・ 都市計画課 ・ 建築課 ・ 土木課 ・ 用地課 ・ 市街地整備課
・ 施設管理課

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・ 令和2年度契約関係文書
- ・ 補助金関係文書
- ・ 備品等

4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような指摘事項があった。また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局に口頭指導したので記述を省略した。

【建設部】

○都市計画課

項 目	指 摘 事 項
水と緑の愛護活動助成金について	当該助成金の交付申請事務において、要綱に沿った事務処理となっていない。市水と緑の愛護活動実施要綱に基づいた適正な事務処理に努められたい。

○建築課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○土木課

項 目	指 摘 事 項
我如古21号道路新設整備工事について	工期延長等の経緯及び協議等を記した文書に不備が見受けられる。工事関係者との調整や協議等に関する文書管理を徹底し、工事の適切な進捗管理に努められたい。

○用地課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○市街地整備課

項 目	指 摘 事 項
西普天間住宅地区土地区画整理事業管理業務委託契約について	当該契約は、当初設計にない業務を追加し、大幅な増額変更契約を行っている。委託内容変更協議書において、緊急性、関連性、合理性の理由は認められるものの、変更契約の時期については、追加業務の必要性が生じた時点で、速やかに行うよう努められたい。

○施設管理課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし